

「広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（案）」の概要 に係る県民意見募集の結果について

「広島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（案）」の概要に対する県民意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。

意見募集の結果と、寄せられた意見に対する県の考え方は次のとおりです。

1 実施期間と結果

期 間	平成 31（2019）年 4 月 25 日（木）から令和元（2019）年 5 月 24 日（金）
意 見 数	39 人 61 件

2 寄せられた意見の内容と意見に対する県の考え方

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
1	屋外に喫煙場所の設置不可は、非常に有難い。賛成。	頂いた御意見も踏まえ、条例の改正に向けて検討します。
2	法が規定している第一種施設には差をつけることなく、すべて屋外への禁煙場所の設置も禁止すべき。とりわけ公務員の勤務する官公庁施設においては明らかに敷地内全面禁煙とする区分に含めるべき。	少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行う案となっています。
3	第一種施設に関しては、例外なく敷地内完全禁煙を行うべき。	但し、その他の施設について、改正後の健康増進法やこの度の条例改正案の趣旨をご理解の上、自主的に敷地内完全禁煙としていただくことを妨げるものではありません。
4	第一種施設 官公庁、医療施設、大学も含めて敷地内禁煙屋外に喫煙所の設置不可にしてほしい。	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
5	官公庁施設、医療施設においても「屋外に喫煙場所の設置不可」と規制すべき。	
6	病院・診療所、そして行政機関の庁舎においても屋外に喫煙場所の設置不可と上乘せすべき。	
7	医療機関や行政機関は、屋外の喫煙場所の設置可となっているが、屋内への入り口付近に喫煙場所を設置されると、出入り時に必然的に受動喫煙となるため、設置は不可としてほしい。	
8	医療機関は人の病気を治療したり、病気を予防するところであるため、例外規定を設けず、敷地内を完全禁煙にするべき。	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
9	少なくとも、第一種施設（学校、官公庁など）を施設内完全禁煙にしてほしい。	<p>少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行う案となっています。</p> <p>但し、その他の施設について、改正後の健康増進法やこの度の条例改正案の趣旨をご理解の上、自主的に敷地内完全禁煙としていただくことを妨げるものではありません。</p> <p>頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
10	子供や妊婦の受動喫煙を防止するために条例を改正するのであれば、実行性が担保される官公庁・行政機関における上乘せは実効性からも必須である。地域保健所などを含めて官公庁・行政機関では速やかに敷地内完全禁煙にすべき。	
11	次世代を担う子どもや胎児の健康を守るために厳しい受動喫煙防止策が必要であり、子どもや妊婦が利用する公共施設や店舗は、地区や大きさに関わらず全面禁煙としてほしい。	
12	屋外に喫煙場所の設置可となっている、1-②のような場所は率先して屋外に喫煙場所の設置不可とし、範を示すべき。	
13	動物園、植物園、遊園地も含め、子ども達を守るために、禁煙とすべき。	
14	第二種 運動施設、博物館等、交通機関乗降・待合、物品販売店舗、裁判所これらの場所を敷地内禁煙とするべき。	
15	多くの人が集まる場所では、全面禁煙を訴えたい。県民の模範たるべき議会でも完全な禁煙を実施ほしい。	
16	子どもに限らず全ての人をタバコ煙から保護すべきである。屋内を一切の例外なく禁煙とすべきである。	
17	飲食店での喫煙は、客室面積を 50 m ² 以下として、喫煙を主目的とする施設自体を無くしてほしい。	
18	喫煙可能な場所である旨を 掲示することにより、店内で喫煙可能であるが、従業員がいる店は全面禁煙を義務づける、が望ましい。	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
19	屋外で公道（横断歩道，停留所等）では区域で喫煙しないになっていますが灰皿の周囲は除くとなっており，努力義務なのでこれを義務としてほしい。	屋外については，屋内ほどでないが受動喫煙によるがんの危険性はあると考えられるものの，子供が滞留しがちなところであっても自由に移動でき煙から離れることも可能であるため，引き続き努力義務としています。
20	公園や公道では喫煙不可の努力義務ではなく，「義務」としてほしい。	
21	遊具のある公園，停留所，横断歩道ですが，努力義務は残念である。	
22	屋外でも歩道沿いの店舗前の灰皿を設置してある場所についても規制して罰則を含む場所や通学路や駅前などの禁煙エリアを設けてほしい。	様々なご意見を頂く中で，今回の条例改正案は，少なくとも，大人に比べて，たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく，自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から，子供が主たる利用者である学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校等）及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行う案となっているところですが，頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
23	条例による上乘せ，非常にいいと思うが，第一種施設も，屋内の喫煙専用室以外での喫煙を禁止義務としてほしい。禁煙所が施設の入り口付近で，必ず受動喫煙させられてしまうところが多いので，屋外の規制をもっと強化してほしい。	
24	子供や妊婦の受動喫煙を防止するのであれば，彼らを選ぶことが出来ない場所における喫煙は全て禁煙にすべき。「子供が集まる場所」と言う括りではなく，「子供や親子連れが利用する場所」と言う括りが必要である。	
25	次世代を大事にする条例にすべき。「妊婦や子どもに受動喫煙させてはならない」この一文をコンセプトとして入れることを要望する。	
26	官公庁施設に県庁，市役所等と書いてあるが，議会棟も明記した方がよい。	
27	上乘せ対象施設以外の第一種施設は，屋外に喫煙場所の設置可ではなく，「敷地内禁煙」とした上で，山形県受動喫煙防止条例第10条のようにするのが良い。第10条法第28条第5号に規定する第一種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は，当該施設の場所（法第40条第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第30条第4項及び第40条の規定を除く。）の適用を受けない場所（次条において「適用除外場所」という。）を除く。）に特定屋外喫煙場所を定めないよう努めるものとする。	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
28	第2種施設は、「原則屋内禁煙」とした上で、(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)ではなく、山形県受動喫煙防止条例 第11条のようにするのが良い。法第28条第6号に規定する第二種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場所(適用除外場所を除く。)に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めまいよう努めるものとする。	様々なご意見を頂く中で、今回の条例改正案は、少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乗せの規制を行う案となっているところですが、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
29	公共交通機関(バス、タクシー、鉄道)のターミナルの禁煙化のほか、例としてイベントホールとしての機能を有した裁判所や広島国際会議場やシャレオなど地下街のように通路としての機能を持った公共性の高い施設などについて、施設運営者や個々テナントの判断に委ねるのではなく全面的に禁煙化されるような対策としてほしい。	
30	上乗せの屋外に喫煙場所の設置不可というのが、理解できない。外部指導者の喫煙者もいることを少しは、考慮してほしい。	少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乗せの規制を行う案
31	上乗せの必要なし。たばこを吸う教職員や保護者の権利も尊重すべき。	(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乗せの規制を行う案
32	幼稚園・児童福祉施設は良しとしても、小学校等は校庭を一般開放している時などは、不特定多数の一般の県民も立ち入ることがあり、校内に受動喫煙に配慮した位置に喫煙場所を作るべき。健康・健康だけでなく、学校周辺の環境美化にも配慮すべき。	となっております。ご理解をいただきたいと考えています。 頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
33	学校の敷地内に喫煙場所をつくることで、周辺へのポイ捨てもなくなり近所の方にも迷惑をかけなくて済み、子供たちにもルール・マナーを守る勉強になるし、喫煙される先生、職員、学校に出入りする業者の人、学校を利用する人たちのため、学校敷地内の空いた場所に、受動喫煙防止を考慮した喫煙場所の設置を強く望む。	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
34	第一種施設を一律禁煙とするよりも、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置して、子供のマナー教育の一助にすべき。	<p>少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行う案となっており、ご理解をいただきたいと考えています。</p> <p>頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
35	やみくもに規制を厳しくするのではなく、マナーの啓蒙に力を入れ、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会にしてほしい。	
36	敷地内でしっかりとした喫煙所が整備、管理され、区画を明示して子供たちが近づかないようにできれば問題ない。	
37	たばこを吸う人と吸わない人がお互いにマナーを守りながら生活することが大切であり、愛煙家を締め出す規制の上乗せは取りやめるべき。国法で充分である。	
38	国法が決定したのだから、上回る改正をする必要はない。意見聴取には対象関係者の意見を多く聞く必要もあると思う。	
39	国会議員の方が苦勞されてやっとできた法案に「上乘せ」してまで、規制をかける意味が分からない。国の法律がきちんと守られるようにすることが先決だ。	<p>少なくとも、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、子供が主たる利用者である学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)及び児童福祉施設等に対して上乘せの規制を行う案となっており、ご理解をいただきたいと考えています。もちろん国の法令順守についても取り組んでまいります。</p>
40	改正健康増進法も希望しない受動喫煙にさらされないことに向けた改正と考えており、「上乘せ」という記載に違和感を覚えた。条例は法律の範囲内で制定することができるという憲法があるが、「上乘せ」は法律の範囲内という認識か？罰則規定まで想定されているのであれば、慎重な検討をしてほしい。	<p>法律の趣旨の範囲内であり、規制することができますと考えます。なお、県条例においては罰則までは予定していません。</p>
41	喫煙者である先生方・職員の方の人権はどうなるのか？行政が個人の嗜好品まで規制することに問題はないのか？	<p>健康増進法においても一定の規制がされており、条例で規制することにも問題はないと考えます。</p>

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
42	<p>遊具のある公園、停留所、公道の区域で喫煙をしない（灰皿の周辺は除く）という上乗せ規制には反対である。条例案では、灰皿が設置されていない公園では禁煙となるのか？公園や公道において、たばこの受動喫煙と、自動車の排気ガスとは、どちらががんになるリスクが高いのか？たばこに対してそこまで規制をかけるのであれば、公園のそばでエアコンをつけてエンジンをかけっぱなしにしている自動車からでる排気ガスこそ規制すべき。</p>	<p>現行条例において、灰皿が設置されていない公園では喫煙しないように努めなければならないとしております。</p> <p>受動喫煙と排気ガスとで、どちらががんになるリスクが高いかを比較したデータはございません。発がん要因がある物質について全てを規制するのは困難であります。例えば排気ガスについては大気汚染防止法等で規制はされている部分はございます。健康増進法の改正において受動喫煙に対する規制を強めていることから、それに呼応したものです。</p>
43	<p>車の排気ガスとたばこの煙とを比べてみれば、たばこのがん対策がいかに偏っているか、バランスを欠いているかは明白である。</p>	<p>たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等も考えられます。健康で暮らし続けることによる効果も重視してまいりたいと考えています。</p>
44	<p>がん対策推進を条例としてうたうのであれば、すでにエビデンスが確立している大気汚染、排気ガス規制をはじめ高温の食べ物や、アルコール摂取も条例で制限すべき。たばこ地方税を返納し、ついでに旧国鉄債務もたばこ税部分を県税で補填し、県としてたばこを販売禁止とすればよい。</p>	<p>たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等も考えられます。健康で暮らし続けることによる効果も重視してまいりたいと考えています。</p>
45	<p>煙草の税収は、色々なところで市民生活に役立っているはずだし、むしろ県税制として煙草税をどう活用しているのか説明することが先決である。</p>	<p>たばこ税は貴重な財源ではありますが、たばこによる損失として、たばこが関連する病気の医療費、喫煙者の死亡や病気休業による労働面の生産性の低下等も考えられます。健康で暮らし続けることによる効果も重視してまいりたいと考えています。</p> <p>県たばこ税については、広島県のホームページをご覧ください。</p> <p>(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1177301663065.html)</p>
46	<p>加熱式たばこは体への害がほとんど無い物もあり、通常のたばこと同一に規制すべきでは無い。</p>	<p>加熱式たばこについては改正法で規定されており、条例改正案での上乗せ規制は予定しておりません。</p>
47	<p>加熱式たばこの影響・被害が明らかになっていないにも関わらず一括りで取り締まることに疑問を感じており、今回の上乗せ規制というのは行き過ぎである。</p>	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
48	喫煙室設置だけでなく、様々な分煙のやり方を認めるべきだと思う。	たばこを吸う人、吸わない人それぞれの立場で、さまざまな考えがあるかと思えます。
49	飲食店は100㎡以下は喫煙可となったが私の行きつけの店は小さいので以前から喫煙は出来る。周りを気遣いながらの喫煙でたばこを吸わない方から苦情のないようお互い気持ちよく利用している。これからもこの雰囲気が続くように願う。今後とも小規模の飲食店の喫煙判断は店主の判断に任せるようにしてほしい。	広島県ではたばこを吸う人、吸わない人の双方に配慮した施策を進めていきたいと考えています。 頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
50	スタンド・スナック等ではたばこ・お酒・カラオケはつきもので、この度の条例でも喫煙ができることになり、喜んでいる。	
51	子どもや妊婦を受動喫煙から守る条例の制定をしてほしい。	
52	人が集まる場所には喫煙場所を設けるべき。	
53	県として吸う場所を確保した上で条例を出すべき。	
54	規制をするなら、規制から追い出された人の救済も考えるべき。	
55	「受動喫煙になる」をキーワードに屋外であっても喫煙場所を規制し、市内での公共場所での喫煙場所がなくなりつつある。少しずつでも分煙する喫煙スペースを設置してほしい。	
56	公共の喫煙所を設けて、その喫煙所以外の場所での喫煙を条例を設けて、違反者には、罰金とするべき。	
57	受動喫煙はもちろんのことだが、喫煙にともなう匂いが、もはや、受け入れられない時代になっていることをわきまえていただきたい。議会棟しかり。「がんになってもOK」という人に政治をゆだねたくない。	
58	タバコと癌には強い関係があること、癌にならなくなかったらタバコを止めること、とにかく〈タバコ〉という字を沢山入れて、喫煙者が禁煙・卒煙したくなるような条例を作ってほしい。	

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
59	埼玉県は、たばこ税で「健康づくり基金」を新設しました。たばこ税収入額の5%相当額を積み立て、健康づくりの施策に活用するとのことで、貴市も是非に検討してほしい。	たばこを吸う人、吸わない人それぞれの立場で、さまざまな考えがあるかと思えます。広島県ではたばこを吸う人、吸わない人の双方に配慮した施策を進めていきたいと考えています。
60	こんなところに意見を書き込むのは、よほどの変わり者で一般的な県民の意見を反映していないものと心得るべき。これをもって行政を進めるから妙なことになる。	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
61	広島県がん対策推進条例で受動喫煙防止を規定するのは、本来的に不自然であり、「広島県受動喫煙防止条例」として切り離したものとして制定すべき。	受動喫煙は、がん以外にも虚血性心疾患などに影響するという研究データがありますが、がんは広島県民の死因で最も大きな割合を占める最も対策を講ずるべき疾病であります。受動喫煙の規制をがん対策推進条例の中に盛り込むことによって、目的を明確化し、他のがん対策と一体的・総合的に推進することにより、最大の目的であるがんの減少につなげていこうとするものです。